

香芝市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年5月30日

香芝市長 福岡憲宏

## 香芝市条例第21号

香芝市税条例の一部を改正する条例

香芝市税条例（昭和32年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項第2号中「及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、法第314条の7第1項第2号に掲げる寄附金を除く。）並びに」を「から第4号までに掲げる寄附金及び」に改め、同号口中「金銭」を「当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」に改める。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第3条の2を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第34条の7第1項第2号の改正規定及び附則第3条の2を削る改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の香芝市税条例第34条の7第1項第2号口の規定の適用については、同号口中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。